

# いじめ防止に関する基本方針

岡山市立牧石小学校

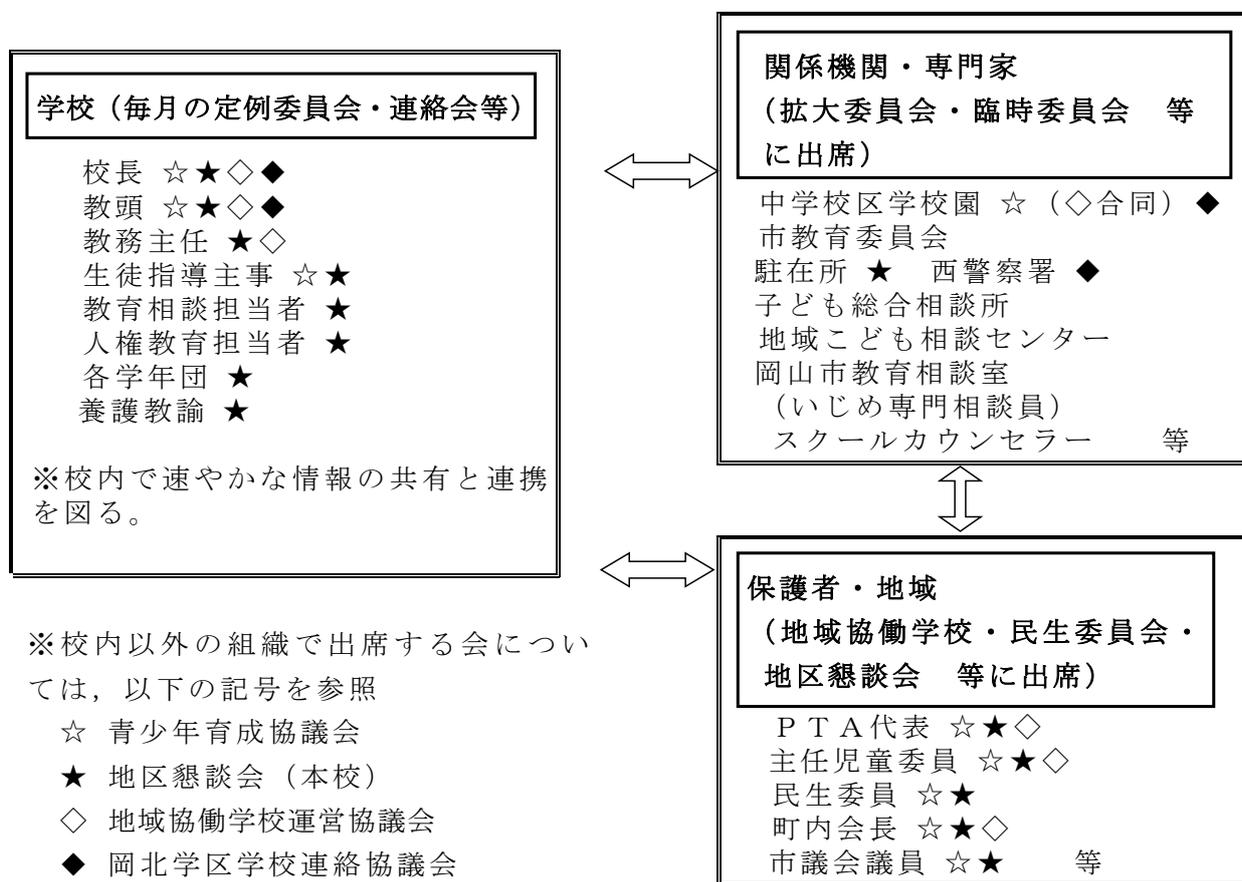
## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方と本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【「いじめ防止対策推進法」より】

本校では、上記の考え方のもと、全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」「いじめは決して許されない。」という基本認識に立っている。そして、児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを助長したり傍観したりすることがないように、学校教育全体を通じた道徳教育、及び体験活動の充実を図り、学校教育目標「心豊かに自ら学ぶ児童の育成」の達成に向けて全職員で取り組んでいきたい。

## 2 いじめ防止の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）



## 3 いじめ未然防止のための取組

### （1）魅力ある授業づくり

- 全ての児童が「分かる・できる」喜びを味わい、自ら考え、共に学び合う授業を積み重ねる。
- 児童一人一人に応じたきめ細やかな支援をし、自ら学ぶ意欲を育てる。
- 6月のいじめ防止週間や12月の校内人権週間に合わせて、道徳・特別活動等で、いじめや友達の大切さに関する授業を行い、児童の意識を高める。その他、各学年で作成しているいじめ防止のための年間計画にそって、授業や取組を行う。

- (2) 心身ともに安心できる教育環境の整備
- 「優しさ」と「厳しさ」のバランスのとれた指導を行い、集団生活における規範意識のかん養を図る。
  - アンケート（A S S E S S 等）を活用し、児童一人一人の状況に合わせた声かけや集団の状況を改善する指導を実施し、学習意欲や集団への所属感を高める。
  - 学級の友達や兄弟学級の友達へ、感謝の気持ちや相手のいいところなどを書いた「ふわふわ言葉」のカードを送る活動を行い、自己肯定感を高めるとともに、相互に認め合える関係を築く。さらに、受け取ったカードを掲示板に掲示することで、他の児童の良いところに気付くことができるようにし、学校全体をふわふわ言葉でいっぱいにする。
  - 歌やあいさつの声が響く、笑顔いっぱいの学校文化を創る。
- (3) 家庭・地域との連携
- 中学校区での連携を一層進め、体験活動の内容や方法を工夫する。
  - 学校自己評価を積極的に公開し、本校の取組の成果と課題を共有することにより、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに助け合って児童の自立に向けた取組を進める。
  - 電話や連絡帳、教育相談等で家庭との連絡を密にし、家庭での様子を知る。
  - 登下校中の児童の状況で気になる場所があれば、地区懇談会で対策を話し合ったり、ささいなことでも学校へ連絡してもらったりするよう、保護者や町内会、見守りボランティアの方等へ協力をお願いする。
- (4) 「チーム牧石」として組織力の強化
- 「報告・連絡・相談・記録」を徹底し、「チームワーク・フットワーク・ネットワーク」を意識して校務にあたる。
  - いじめやその他の問題行動に対し、的確かつ迅速に対応できるように研修を行う。
- (5) メディアに関する指導
- 毎年全学年でメディアに関する授業を実施する。その中でSNSやメール、ライン等の利用についてモラルを伝え、情報社会に正しく参画していくための指導を児童の発達段階に応じて行う。

#### 4 「いじめ」の早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめ早期発見のために
- 児童をしっかり観察し、児童の小さな変化に気づき、気になることをメモしておく。
    - ・心のスケッチ（3行日記）で、気になる表現はないかを確認する。（3年生以上）
    - ・毎朝の健康観察時には、表情や声などの変化に気をつける。
    - ・6月・11月に実施する教育相談週間では、短時間ではあるが児童の話をしっかり聞く。
    - ・アンケート（教育相談週間前・A S S E S S ・学校評価等）を実施し、つらい思いを一人で持ち続けられない体制を作る。
    - ・学級担任でない職員は、よくかかわる児童の様子を観察する。（保健室や職員室によく来たり、周りをうろうろしたりする児童等）
  - 毎月行われる校内委員会のみならず、普段から、気になる児童の様子等、情報を全職員で共有する。
- (2) いじめ問題早期解決のために
- いじめ問題を発見したときには、すぐに複数の職員で対応を協議し、全職員でいじめ問題の解決にあたる。
  - 事実確認を正しく行い、いじめられている児童の心身の安全を図るとともに、いじめた側の児童に対しては毅然とした態度で指導を行う。
  - 解決に必要なだと考えられる場合、各種関係機関や専門家と連携を取りながら、解決にあたる。
  - いじめ問題が起きたときには、学校の取組についての情報を家庭に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、指導に生かす。